

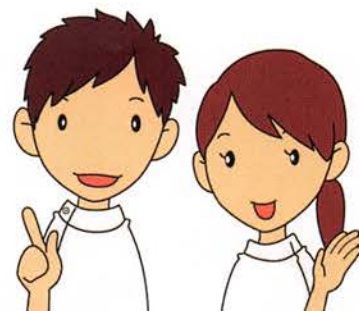
訪問リハビリテーションのご紹介

健生五所川原診療所では、退院後にご本人様・ご家族様が、より安心して日常生活を営めるよう、リハビリ専門スタッフ(理学療法士、作業療法士)がご自宅にお伺いする、「訪問リハビリ」を実施しています。

訪問リハビリを退院直後から集中的に行うことで、入院中にできていた動作を自宅でも定着していくことが期待でき、早期に自宅内外における活動の再獲得を目指します。

サービス 内容

- ・リハビリテーション、一般状態の観察
- ・屋内の身のまわり動作、外出時移動方法の指導
- ・買い物、調理、掃除など家事作業の指導
- ・自宅でできる体操などの実施や指導
- ・福祉用具利用方法、住宅改修の助言
- ・福祉制度等の相談
- ・介護や健康等の相談
- ・療養上・介助方法のご家族様への指導 など



お問い合わせ先

健生五所川原診療所 【訪問リハビリ担当者】 對馬 健洋

電話 0173-35-2542 FAX 0173-34-6898

受付時間 月～金 9:00～16:30

土 9:00～12:00

(土曜は午前中のみのお受付となっております。)

訪問リハビリテーション のメリット

退院しても自宅で、入院中のように動けるかしら・・・

どんな福祉用具を使えばいいのかしら？

退院して帰ってきたら、動かないで家に閉じこもるようになってしまった

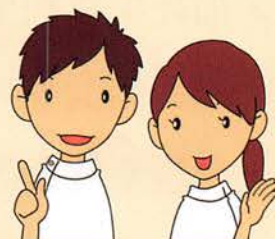
どんな運動をしたらいいんだろう？



車いすに乗せるのが大変・・・

このようなお悩みに私たちが対応いたします！！

- ・ 住み慣れたご自宅で、より効果的にリハビリを行うことができます。
- ・ ご本人様、ご家族の多様なご要望に合わせた、きめ細やかな対応が可能です。
- ・ リハビリスタッフがご自宅にお伺いし、日常動生活上のお困りごとをその場で練習することができます。
- ・ スタッフがご本人様、ご家族様の気持ちに寄り添い、ご家庭での生活をサポートさせていただきます。



ご利用料金の目安

例) 1日につき60分のご利用で、1,106円(退院直後)～906円のご負担になります。
(月々の利用料は、利用回数によって変化します。)

お問い合わせ先

健生五所川原診療所 【訪問リハビリ担当者】 對馬 健洋

電話 0173-35-2542 FAX 0173-34-6898

受付時間 月～金 9:00～16:30

土 9:00～12:00

(土曜は午前中のみのお受付となっております。)

訪問リハビリテーション とは…？

専門のリハビリテーションスタッフ（理学療法士、作業療法士）が、安心して生活を送っていただくためにご自宅でリハビリを行います。

日常生活動作の練習

ベッドからの起き上がり、立ち上がり、車イスへの乗り移り、トイレ動作、食事、着替えなど身の回りの動作の練習を行います。歩く練習や階段の上り下りの練習を行います。



食事（ムセや飲み込み）、しゃべる練習なども行います。



手足の運動

手足の筋肉や関節が硬くならないように動かします。

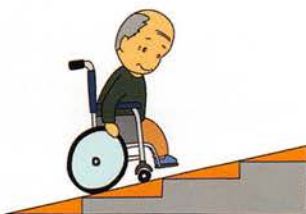


介助指導

ご本人やご家族の負担が軽くなるような介助の仕方をお教えします。

生活環境

福祉用具や住宅改修のアドバイスを致します。



余暇活動

趣味活動や外出支援など、生活にハリが出るようお手伝いします。



対 象

介護保険の認定を受けており、訪問リハビリが必要、訪問リハビリご希望のある方で、五所川原市・つがる市・鶴田町にお住まいの方。
(その他の地域については、お問い合わせください。)

利用期間

訪問リハビリ目標を設定し、計画立てて実施します。
概ね3か月を目安に、目標が達成されれば終了となります。

ご利用方法

担当の介護支援専門員、もしくは健生五所川原診療所へご相談ください。

**訪問回数
・ 時間**

20分を1回として、1週間に120分(6回)を限度とします。
当事業所は、1日の訪問時間を60分(3回)もしくは40分(2回)としています。

利用料金

例) 1日につき60分のご利用で、1,106円(退院直後)～906円(退院4か月以降)のご負担になります。
(月に1回リハビリテーションマネジメント実施加算の60円が別途必要になります。)

【料金表 (指定訪問リハビリテーション)】

	自己負担額	対象者
基本報酬 1回 (20分当たり)	302円/回	全利用者 利用時間に応じて回数を算定 【例】40分の利用だと2回、60分だと3回
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	退院・退所後又は認定日から起算して3ヶ月以内の利用者 *1日2回(40分)、週2回以上実施
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)	60円/月	全利用者
リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)	150円/月	医師が必要と判断し、訪問リハビリ計画について他職種でリハビリカンファレンスを定期的を実施する利用者
社会参加支援加算	17円/日	2015年度は算定しません。

【料金表 (指定介護予防訪問リハビリテーション)】

	自己負担額	対象者
基本報酬 1回 (20分当たり)	302円/回	全利用者 利用時間に応じて回数を算定 【例】40分の利用だと2回、60分だと3回
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	退院・退所後又は認定日から起算して3ヶ月以内の利用者 *1ヶ月以内は1日2回(40分)・週2回以上、1ヶ月越3ヶ月以内は1日1回(20分)・週2回以上実施
訪問介護事業所との連携に対する評価	300円/回	訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携した場合の加算。3月に1回を限度として算定する。